

◆ 転出される方へ ◆



太子町マスコットキャラクター
たいし君・あすか姫

太子町から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村役場で、この転出証明書をご持参の上、転入手続きをしてください。
 ※正当な理由がなくて上記期間に届出をしない方は、住民基本台帳法第53条の規定により、五万円以下の過料に処せられる場合があります。
 ※転出証明書を紛失された方は、町民課にて再交付の手続きをしてください。
 ※ご都合により転出を取り止められた場合は、転出証明書と本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参の上、転出取消の手続きをしてください。
 ※海外へ転出される場合の手続きは各担当課へお問合せください。日本にもどられた場合は、パスポートを持参の上、転入の手続きをしてください。
 （本籍地又は転出地以外の市区町村に転入される場合は、戸籍謄本・戸籍の附票も必要です。）

★下表に該当する方は、いろいろな手続きが必要ですので、ご注意ください。

対象となる方	太子町での手続き（詳しくはお問い合わせください）	担当課	新住所地での手続き
住民基本台帳カード（住基カード）所有者	特例による転出になるため、転出証明書は発行されません。住基カードを紛失された場合は、太子町役場・戸籍係へご連絡ください。	町民課（戸籍係） 277-1011	住基カード、印鑑、本人確認書類をご持参の上、転入手続きをしてください。その際、暗証番号の入力が必要です。暗証番号を忘れた場合は、新住所地の担当課で初期化の手続きをしてください。 ◎特例転入届を受けることができる曜日、時間帯をご確認の上、届出されることをお勧めします。
公的個人認証サービス（電子証明）利用者	必要な手続きはありません。	町民課（戸籍係） 277-1011	新住所地の担当課にお問い合わせください。
印鑑登録者	戸籍係にて印鑑登録証を返却してください。転出予定日をもって抹消となります。	町民課（戸籍係） 277-1011	必要な書類は、新住所地の担当課にお問い合わせください。
国民健康保険被保険者	保険証及び高齢受給者証（一部対象者）を持参のうえ喪失の届出をしてください。国民健康保険税の課税は、転出日の属する月の前月まで月割課税です。	町民課（保険係） 277-1012	改めて加入手続きをしてください。また、被用者年金の老齢（退職）年金を受給している時は、年金証書を持参してください。
国民年金加入者・受給者	必要な手続きはありません。	町民課（国民年金係） 277-1012	住所変更届が必要です。第1号被保険者は年金手帳を、老齢・障害・遺族等の厚生年金及び国民年金を受給している方は、年金証書を持参してください。
老人・障害者乳幼児等・母子家庭等・子ども医療受給者	受給者証を持参のうえ喪失の届出をしてください。	町民課（保険係） 277-1012	新住所地の福祉医療担当課に助成の対象及び申請に必要なものをお問い合わせください。 ※所得等証明書（所得内容及び市町村民税額の表示があるもの）が必要な場合があります。
後期高齢者医療被保険者	保険証を持参のうえ、変更・喪失の届出をしてください。	町民課（保険係） 277-1012	県外へ転出される場合のみ、負担区分等証明証を持参してください。
児童手当受給者	児童手当受給事由消滅届を提出してください。	社会福祉課（児童福祉係） 277-1013	転出予定日の翌日から15日以内に、申請者名義の預金通帳・認印・申請者の健康保険証・所得等証明書をご持参の上、手続きをしてください。 ※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。
特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受けている方	社会福祉課でご相談ください。 ※転出後の状況によって、転出届や資格喪失届などが必要になることがあります。	社会福祉課（児童福祉係） 277-1013	手当証書と印鑑を持参してください。 ※その他の書類が必要な場合がありますので、新住所地の担当課にお問い合わせください。

◆ 裏面もご覧下さい。

対象となる方	太子町での手続き(詳しくはお問い合わせください)	担当課	新住所地での手続き
公立の小・中学校に通っている児童・生徒	教育委員会管理課で転校の届出をしてください。 現在の学校で転校用の在学証明書及び教科書給与証明書の交付を受けてください。	教育委員会管理課 (学事係) 277-1016	住民票の転入手続き後に、在学証明書等を持参し、新住所地の担当課で手続きをしてください。
予防接種を受けている方	転出届を出された日から予防接種手帳(予診票)は使用できません。各自で必ず破棄してください。	さわやか健康課 (保健衛生係) 276-6630	転入時、すみやかに予防接種担当課にお問い合わせください。
介護保険	被保険者証をお持ちの方	さわやか健康課 (介護保険係) 276-6715	被保険者証を返却してください。介護保険料が年金から差し引きされていた方は、一時的に年金から差し引きされますが、後日精算します。
	認定を受けている方		転出届出後、さわやか健康課にて受給資格証明書の交付を受けてください。
	住所地特例の適用を受けることになる方		転出先が、介護老人福祉施設等の住所地である方は、太子町の住所地特例者となります。さわやか健康課にて住所地特例適用届を提出して資格者証の交付を受けてください。
水道使用者	上下水道料金の精算と給水栓の開栓手続きをしてください。 また、使用者が変更になるときも手続きをしてください。	上下水道事業所 277-3241	開栓の手続きをしてください。
原付自転車等(太子町のナンバープレートがついた車両)の所有者	原付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有されている方は、印鑑とナンバープレートを持参し、税務課で廃車の手続きをしてください。	税務課 (住民税係) 277-1014	原付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を引き続き所有される方は、廃車証明書・印鑑・本人確認書類をご持参の上、ナンバープレートの交付を受けてください。 二輪又は四輪の軽自動車を所有されている方は、陸運局・軽自動車協会に登録変更の手続きをしてください。
太子メモリアルパーク(公共墓園)使用者	生活環境課にて使用許可書を持参のうえ、住所変更届を提出してください。	生活環境課 (環境衛生係) 277-1015	

◆その他◆

① 町・県民税について

町民税や県民税は、その年の1月1日に住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたが1月1日現在、太子町に住所があれば、その後転出をされても、その年の4月1日から始まる年度の町・県民税は、太子町で課税されることになります。詳しくは、税務課(079-277-1014)へお問い合わせください。

② 固定資産税について

固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日現在、太子町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。詳しくは、税務課(079-277-1014)へお問い合わせください。

③ 引越ごみ、最終し尿くみ取りについて

※引越ごみは、ごみステーションへ捨てることができません。揖龍クリーンセンター(0791-64-8018)へ予約を入れて直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。詳しくは揖龍クリーンセンター又は生活環境課(079-277-1015)までお問い合わせください。

なお、最終し尿くみ取りが必要な方は、たつの衛生公社(0791-63-3312)へ直接ご依頼ください。